

行政文書開示請求書

令和 6 年 4 月 1 日

千葉地方法務局長 殿

氏名又は名称：(法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名)

法務株式会社 代表取締役 法務 太郎

住所又は居所：(法人その他の団体にあつては、主たる事務所等の所在地)

〒 260 - 8518

千葉市中央区中央港 1 - 11 - 3

TEL 043(302)1311

連絡先 (連絡先が上記の本人以外の場合は、連絡担当者の住所・氏名・電話番号)

〒 102 - 8225

東京都千代田区九段南 1 - 1 - 15

東京支店 法務 花子 TEL: 03 - 5213 - 1234

開示決定通知書は連絡先住所への送付を希望する。

行政機関の保有する情報の公開に関する法律第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり行政文書の開示を請求します。

記

1 請求する行政文書の名称等

(請求する行政文書が特定できるよう行政文書の名称、請求する文書の内容等をできるだけ具体的に記載してください。)

商業 法人 登記受付帳 (令和 6 年 4 月 1 日 ~ 4 月 30 日分)

登記の種類指定: なし あり ()

2 求める開示の実施の方法等 (本欄の記載は任意です。)

ア、イ又はウに○印を付してください。アを選択された場合は、その具体的な方法等を記載してください。

ア 事務所における開示の実施を希望する。

<実施の方法> ① 閲覧 ② 写しの交付 ③ その他 ()

<実施の希望日>

イ 写しの送付を希望する。 ウ CD-R (DVD) の送付を希望する。

開示請求手数料 (1件300円)	ここに収入印紙を貼ってください。 本件の例であれば600円(2件×300円)となります。	(受付印)
---------------------	--	-------

*この欄は記入しないでください。

担当課等	
備考	

～注意事項～

- 1 請求は、千葉地方法務局管内の本局のみでの請求となります。
市町村単位での請求はできません。
- 2 請求できるのは請求日（郵送の場合は到達日）までの分となります（令和6年4月1日に請求（当局へ申請書が到達）した場合は、令和6年4月2日以降の分は請求できません。）。
- 3 請求者住所以外への開示決定通知書の送付を希望する場合は、連絡先欄に送付先住所を記載し、「開示決定通知書は連絡先住所への送付を希望する。」にチェックをしてください。
- 4 手数料は、1件につき300円であり、収入印紙で納付する必要があります。
なお、商業登記受付帳と法人登記受付帳はそれぞれ1件となります。
また、「令和6年3月1日から令和6年4月30日分」のように年をまたがない場合は「1件」となりますが、「令和5年12月1日から令和6年1月31日分」のように年をまたぐ場合は「2件」となります。